

件名	松前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
主管課	総務課
関係課	税務課
改正対象	松前町固定資産評価審査委員会条例（昭和 54 年松前町条例第 27 号）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号） ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 182 号）
改正理由	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	<p>法改正による題名改称及び条ずれに伴う改正</p> <p>第 6 条第 2 項中</p> <p style="padding-left: 2em;">「<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項</u>」</p> <p>⇒「<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）</u>」第 6 条第 1 項」</p>
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>松前町固定資産評価審査委員会条例第 6 条第 2 項は、審査手続について、書面によることに加えオンラインで行うことも可能とするための規定である。</p>	